

青森県登録介護支援専門員 各位

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策を踏まえた令和3年度青森県介護支援専門員専門課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修（実務経験者向け及び実務未経験者向け）の開催等の見直し及び介護支援専門員証の取扱いについて

令和3年度青森県介護支援専門員専門課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修について、開催を決定しましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況が不透明であることから、**昨年度中止とした令和2年度専門課程及び更新研修の受講申込者（有効期間満了日が令和2年8月27日～令和3年10月31日の間にある者）のみ**を受講対象とすることとしました。

令和3年度の研修を希望される各位につきましては、来年度以降に受講していただくようお願いいたします。

令和4年度以降の開催時期及び受講対象者につきましては決定次第、県ホームページに掲載いたします。

なお、令和3年度の研修の見直しに伴う介護支援専門員証の有効期間等の取扱いについては下記のとおりとしますので、よろしく申し上げます。

記

1 介護支援専門員証の取扱いについて

青森県が認める介護支援専門員を喪失しない特例措置の対象者及び期間の取扱いについて、以下のとおり変更します。

**(現在)**

特例措置対象者	有効期間の取扱い
本来の有効期間満了日が令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間にある方 (例) 令和2年12月1日が有効期間満了日	⇒ 有効期間満了日の翌日から1年間は、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとする。  令和3年12月1日まで資格を喪失しない

**(変更後)**

特例措置対象者	有効期間の取扱い
本来の有効期間満了日が令和2年度中（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間）にある方 (例) 令和2年12月1日が有効期間満了日	⇒ 令和4年3月31日までは、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとする。  令和4年3月31日まで資格を喪失しない

特例措置対象者	有効期間の取扱い
本来の有効期間満了日が令和3年度・令和4年度中（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間）にある方 ⇒ (例) 令和3年9月30日が有効期間満了日	令和5年3月31日までは、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとする。  令和5年3月31日まで資格を喪失しない

ア 介護支援専門員証の申請手続き

今回の取扱いに伴う事務手続きはありませんので当課への連絡は不要です。

このため、介護支援専門員証の記載上は有効期間が満了しても介護支援専門員証として有効です。

イ 介護支援専門員としての業務

介護支援専門員証に記載された有効期間の経過後でも、資格を喪失しない取扱いの期間内であれば介護支援専門員として業務に携わることができます。

ウ 主任介護支援専門員について

主任介護支援専門員については、主任介護支援専門員の有効期間満了日が介護支援専門員の有効期間満了日以後である場合、主任介護支援専門員更新研修を修了することで介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。なお、主任介護支援専門員研修の修了では免除されませんのでご注意ください。

2 県から市町村への周知について

今回の通知内容について、当課から各市町村へ周知し、情報共有を図ります。

3 有効期間満了日が令和5年4月1日以降の介護支援専門員証の取扱いについて

現時点で特例措置はありません。なお、令和4年度の更新研修の詳細については未定となっていますが、有効期間満了日が早い方を優先して受講を決定しますのでご了承ください。

4 更新手続き後の介護支援専門員証資格の有効期間について

今回の更新手続き後の介護支援専門員証の有効期間については、今回の特例的な取扱いに関わらず、**本来の有効期間満了日の翌日から5年間となります。**

(例) 本来の有効期間満了日が令和3年12月1日の者が令和4年9月30日に更新研修を修了し、令和4年10月10日に更新申請をした場合

本来の有効期間満了日	特例措置適用期間の終期	更新後の有効期間開始日	更新後の有効期間満了日
令和3年12月1日	令和5年3月31日	令和3年12月2日	令和8年12月1日

【担当】 介護保険グループ 澤田

電話 017-734-9298

FAX 017-734-8090

県民の皆さまへのお願い  
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>